

## 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱

(通則)

第1条 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 道は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が設置する北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「北海道大学連携型起業家育成施設」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第42条第1項第1号に規定する事業場として、中小機構が札幌市北区北21条西12丁目に設置する施設をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「大企業」とは、中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、補助金の交付申請時において北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者（以下「入居者」という。）であって、大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学等と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新規事業展開（以下「起業等」という。）を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を設置する計画がある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者
- (4) 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人
- (5) 入居者の起業等を支援する目的で入居する者
- (6) 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者。
- (7) 道税（「法人道民税、法人事業税及び個人事業税」をいう。（以下同じ。））を滞納している者
- (8) その他知事が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料とする。ただし、中小機構との間で締結された賃貸借契約上の賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。

(法人合併による取扱い)

第6条 入居者が法人合併した場合については、第4条第6号に規定する当初入居開始の日は、合併前

の当初入居開始の日とする。ただし、入居者同士が合併した場合には、第4条第6号に規定する入居開始の日は、合併前の入居者ごとの当初入居開始の日とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、別表に掲げる居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、同表に掲げる額を乗じて得た額以内とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの当該月の補助金の額は、1月を30日とした日割計算とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに経済第1号様式（平成25年4月1日付け北海道告示第10329-22号。以下経済第2号様式について同じ。）の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（経済第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (4) 事業予算書（経済第11号様式）
- (5) 資金収支計画書（経済第23号様式）

2 前項の補助金等交付申請書及びその添付書類を提出するときは、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書
- (3) 個人の場合にあつては住民票
- (4) 施設賃貸申込に当たり、中小機構に提出した事業計画書の写し
- (5) 補助対象者申出書（別記第1号様式）
- (6) 納税証明書（道税の滞納の有無がわかるもの）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 前項に規定する補助金等交付申請書は、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第9条 補助事業者に補助金等の交付の決定をする場合は、補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年局総第453号）第1号様式に定める条件の他、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかななければならない。
- (2) 前項の帳簿及び書類は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、第8条に規定により提出された申請書等を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第15条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第9条第1項ただし書の規定により概算払をする

ことができるものとし、補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、その都度、補助金等概算払申請書（経済第17号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者は、毎年7月、10月、1月において、前月分までの補助金の概算払を交付請求することができる。

3 知事は、前2項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金等実績報告書（経済第19号様式）、事業実績書（経済第2号様式）、補助金等精算書（経済第20号様式）及び事業精算書（経済第22号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書及びその添付書類を提出するときは、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

（1）中小機構からの請求書の写し

（2）賃料の支払いを証明できる書類

（成果の発表）

第13条 知事は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（その他必要な事項）

第14条 本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

居室の使用形態	入居年数	補助額
ドライ使用	1～5年まで	300円
ウェット使用	1～3年まで	600円
	4～5年まで	300円

備考1 居室の使用形態については次に掲げるとおりとする。

- (1) ドライ使用 ウェット使用以外の場合
- (2) ウェット使用 ウェットラボ（給排水可能な実験室）の機能を活用して使用する場合

2 入居年数については、中小機構との施設賃貸借契約証書の契約締結日を起算日として、入居年数を算定する。ただし、契約締結日が月の初日でない場合には、契約締結日の属する月の翌月の初日を起算日とする。

3 複数の居室を賃貸している場合の入居年数については、各施設賃貸借契約書の契約締結日のうち最も早い日を全ての居室の起算日とし、その契約締結日が月の初日でない場合には、前項の規定を準用する。

4 入居者同士が合併により複数の居室を使用している場合にあつては、それぞれ合併前法人毎の施設賃貸借契約の契約締結日を起算日とする。この場合において、合併前の補助対象者が複数の居室を賃貸している場合にあつては、前項の規定を準用する。

補助対象者申出書

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者等 ㊟  
(団体等名及び代表者氏名印)

法人の場合

項 目		該当項目
1	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。	
2	同一の大企業（中小企業者以外の者で、事業を営む者）からの出資が、資本金の2分の1以上を占めていないこと。	
3	大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めていないこと。	
4	大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めていないこと。	
5	入居者の起業等を支援する目的で入居していないこと。	
6	道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を配置する計画がある者。	

個人の場合

項 目		該当項目
1	北海道大学連携型起業家育成施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画があること。	
2	入居者の起業等を支援する目的で入居していないこと。	
3	道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を配置する計画がある者。	

注 該当項目に、○を付けること。